

遺族補償費 遺族補償一時金 遺族補償金	および	葬祭料	について
---------------------------	-----	-----	------

これらは、遺族補償給付といい、公害健康被害認定審査会の意見を聞いて、認定された病気が原因で亡くなられたと認められた場合にのみ支給されるものです。

1. 公害健康被害補償等に関する法律に基づく給付

① 遺族補償費

支給対象者：被認定者様により生計を維持していた一定範囲の遺族（次頁参照）

支給額：遺族補償標準給付月額を10年間定期的に支給

② 遺族補償一時金

支給対象者：遺族補償費を受けることができる遺族がいない場合の一定範囲の遺族（次頁参照）

支給額：遺族補償標準給付月額の36ヶ月分を一度に支給

③ 葬祭料

支給対象者：亡くなった被認定者様の葬祭を行った人。

支給額：通常葬祭に要する費用として定められた額を支給。

ただし、健康保険組合等から葬祭費等が支給された場合、その額は控除して支給します。

2. 川崎市公害健康被害補償条例に基づく給付

① 遺族補償金

支給対象者：公害健康被害の補償等に関する法律に準ずる一定範囲の遺族（次頁参照）

支給額：支給限度額（1200万円）から下記の給付の合算額を控除して残額がある場合、その残額を支給。

控除する給付：被認定者様が亡くなる前までに支払われた障害補償費、療養補償金、児童補償手当、補償一時金、遺族補償一時金、遺族補償費

遺族補償給付を受けることができる遺族の範囲及び順位

1. 遺族補償費

- ① 被認定者様の死亡の当時その人により生計を維持していた妻または60歳以上の夫
(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった方を含む。)
- ② 被認定者様の死亡の当時その人により生計を維持していた60歳以上または18歳未満の子
- ③ 被認定者様の死亡の当時その人により生計を維持していた60歳以上父母
- ④ 被認定者様の死亡の当時その人により生計を維持していた60歳以上または18歳未満の孫
- ⑤ 被認定者様の死亡の当時その人により生計を維持していた60歳以上の祖父母
- ⑥ 被認定者様の死亡の当時その人により生計を維持していた60歳以上または18歳未満の兄弟姉妹

2. 遺族補償一時金

- ① 配偶者
- ② 被認定者様の死亡の当時その人により生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母
- ③ 上記②に該当しない子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹

3. 遺族補償金

- ① 被認定者様の死亡の当時その人により生計を維持していた配偶者
- ② 被認定者様の死亡の当時その人により生計を維持していた子
- ③ 被認定者様の死亡の当時その人により生計を維持していた父母
- ④ 被認定者様の死亡の当時その人により生計を維持していた孫
- ⑤ 被認定者様の死亡の当時その人により生計を維持していた祖父母
- ⑥ 被認定者様の死亡の当時その人により生計を維持していた兄弟姉妹